

◆テーマ① みんなが支え合うまちづくり「資金面から支える方法」

“市民が選ぶ” 市民活動支援制度

＜只友先生からの情報提供＞

お手元の資料「テーマ①：みんなが支え合うまちづくり「資金面から支える方法」」をご覧ください。この資料の内容は、推進会議の検討部会での議論を踏まえてまとめたものです。サブタイトルには「あなたの投票で、税金の使い道を決めてみませんか？ “市民が選ぶ” 市民活動支援制度」とあります。

今までも市民参加と協働のまちづくりのために、守山市では市民提案型の補助事業があり、それなりの成果を上げています。そこには審査会があり、市民活動団体からの提案を審査しています。今回提案するのは、その審査会で一定認められた活動に対して、市民一人一人が選んで投票するという制度です。これは、市民活動を促進するための補助金の制度です。その配分を決めるときに、市民一人一人が参加する仕組みを取り入れています。先進事例として一宮市や市川市が既に実施しており、新聞記事なども資料として付いていると思います。

補助金の原資として、市民税の1%とあります。ある人がある活動に対して「いいな」と思って投票したら、1人あたり何円にするかを考えるときの目途とするために、市民税の1%を人口で割った数字を使っています。たくさんの票が集まった活動には、それだけの資金を補助しようという考え方です。市川市は各人が支払った市民税の額に応じた支援額が投票できるように、システムを変えています。そうするとシステム開発費がかなりかかるので、生駒市や一宮市は1人いくらかを頭割りで決めています。

市の担当部署では制度の細かいところまで考えていますが、資料に記載している内容は成案ではなくて、例えばこんな内容が考えられるというものです。「こうしたほうがいい」というご意見があれば、今日議論していただくのが目的です。

＜疑問点：Aグループ（中山道）＞

- ・市民税の1%は約4千万円だがすごく大きいのではないかと？ これだけの額を市民活動にばらまく方法が本当にいいのかどうか？
- ・市民にとって本当に良い活動をどうやって判断するかが厳しいのではないかと？
- ・市民に広く行き渡るような制度がいいのではないかと？

＜疑問点：Bグループ（ホタル）＞

- ・活動の団体数は350ほどあるようだが、申請の手続きはどのようにするのか？
- ・申請した団体が市民に向けてどのように周知をしていくのか？
- ・プレゼンが上手な団体が有利になってしまうのではないかと？

＜疑問点：Cグループ（菜の花）＞

- ・高校生などの未成年者が活動している場合、投票できる人が18歳以上なので、高校生は投票できないのか？
- ・団体によって活動内容や範囲が様々であるが、対象とする経費をどこまで認めるのか？
- ・市民活動団体は全部でどのくらいの数があるのか、審査会でどこまで絞り込まれるのか？
- ・書類作成やプレゼン能力によって選考に大きく影響するのではないのか？
- ・市民に対してどのような公開の仕方、PRの仕方を考えているのか？

＜疑問点：Dグループ（メロン）＞

- ・自治会に対して交付金が出ているが、新たにこの制度を作ることで、自治会への資金の額や流れ、役割などがどう変わるのか？
- ・時期尚早ではないか？まずは、明るく生き活きとしたまちになるために、意見を出し合っていくべきではないか？
- ・資金を必要としている団体がある一方で、必要としていない団体もある。自立した運営ができるように考えるべきではないか？

＜只友先生から疑問点に対するコメント＞

守山市内の市民活動団体数は約350でいいようです。疑問点や質問を出していただきましたが、お手元の資料は事務局で考えているたたき台です。出していただいた内容は、そのまま突っ込んで議論していただいたらいいと思います。そして、こうしたらいいという意見をいただきたいと思います。例えば、高校生が活動している団体があるのであれば、投票できる市民に高校生を入れたらいいという意見です。補助する資金も何に対して出してあげればいいのか、必要がない団体もあるようですが、どういう内容にだったら必要になるのかを議論してほしいです。それから、4千万円は大きすぎるという意見がありましたが、これが全て使われるわけではありません。他都市の投票率を見ると、市川市は約4%、生駒市は約7%となっており、投票率に応じた金額が配分されるという意味です。一人一人が投票するときに、1人いくらにするのかを考える目安として658円という数字が出されています。

これまでは市役所の中で評価して認めていたわけですが、そこに市民が参加できるようにするのがポイントです。昔、ヨーロッパのハンガリーで1%法というのができました。社会主義が崩壊した後に、教会を修復する資金がないので市民の所得から1%を寄付しようという考え方に成り立っています。1%の基準にはそうした歴史的な経緯があります。

この制度を導入したときに、メリットとデメリットが何になるか、想像して議論してみてください。良いことと懸念されることの両方を考えてみてください。

＜発表：Aグループ（中山道）＞

●制度について

- ・補助金の日数、投票数の上限を決めた方が良い。
- ・最高限度額を決めた方が良い。
- ・支援者が多いほど票が集まるため、公平な審査にならないのではないか。投票に関連して経費もかかるので、それを団体の支援に回せるのではないか。

●自助努力について

- ・市役所だけでなく市民にも責任があるので、お互いに協働してやっつけていかないといけない。市民活動団体も自立した運営をしていくことが重要。

●審査会のあり方について

- ・開催回数はどれくらいか、申請から投票を経て資金が支援されるまでどれだけの期間がかかるのかを検討し、明らかにする必要がある。
- ・審査内容や結果のフィードバックを公表する必要がある。
- ・審査会に一般市民が入って、活動場所にも出向いて活動内容を把握した上で審査するのがいいのではないか。

●自治会と個人・団体の活動について

- ・自治会の活動範囲が狭まっていく場合、どこまでを自治会が担うのか、すみ分けが必要ではないか。

＜発表：Bグループ（ホタル）＞

●申請について

- ・多くの団体に申請してもらうことが重要。そのために、申請しやすい方法・システムが求められる。書類の作り方が分からないから申請しないということがないようにしてほしい。
- ・既存事業と新規事業では違うので、分けて募集をすれば申請しやすくなるのではないか。

●投票について

- ・投票率を上げることがポイントになる。新聞記事を見ると投票率が低いので、支援額が結局は少なくなってしまうのではないか。市民税の1%を3%くらいにしてもいいかもしれない。
- ・投票できる市民は18歳以上とあるが、子どもの意見を採り入れられる方法を入れるべき。

●周知について

- ・市民に団体の活動を知ってもらい、興味を持ってもらうことがまず大事なこと。最終的には活動に参加してもらうことが大切。それが投票にもつながる。
- ・申請があってから1年間は活動内容をしっかりと見て、それから資金支援をしていくのも方法としてはあるのではないか。

＜発表：Cグループ（菜の花）＞

●広報・公開・説明の仕方について

- ・申請があった団体からどの程度説明があるのか、広報紙だけでは書ききれないのはいか。
- ・活動の内容を1件ごとに掲載していくと膨大な量になってしまうのではないか。
- ・3分間発表会を開催するなど、市民に分かりやすく伝える方法が必要。
- ・広報だけでなく、有線や人が集まる場所での掲示、ホームページなど、あらゆる媒体を使って公開していくのが良い。

●審査のあり方について

- ・書類審査に限らず、できるだけ審査基準を設けながらもオープンにすべき。
- ・団体数がどこまで絞り込まれるのかが不明。
- ・活動内容を具体的に示すときに、プレゼン能力、文書作成能力に長けている団体だけが優位に立つことのないように、できるだけ平等に審査ができるといい。
- ・幅広い市民活動団体が参加できるように、審査基準のハードルを高くしすぎず、すそ野が広がるような審査をするべき。
- ・公助、共助、自助を分けながら審査を上手にやってほしい。

●投票・支援額の決定について

- ・活動内容や範囲が広い団体は多くの票が集まりやすいし、一方で小さな活動をしている団体は票がたくさん集まっても資金を使いきれないという問題もある。
- ・票数が少なくても最低の支援額を設けるべき。意欲のある団体が少しでも活動しやすくなり、その後の活動の芽を育てることにつながる。
- ・投票できる市民には中学生も含めて、活動と支援をする年齢層の幅を広げるべき。
- ・高齢化が進んでおり、自宅に引きこもっている高齢者もたくさんいる。そうした人たちを外に引っ張り出して、いろいろな活動に参加してもらえよう支援としても大切。

＜発表：Dグループ（メロン）＞

●自治会との関係性について

- ・自治会には交付金や補助金があるが、複数のまちにまたがる活動をする団体に対して支援するのに使えるのではないか。

●手続きの簡素化とチェック体制について

- ・活動団体や投票者がより簡単に手を挙げられるように、手続きを簡素化すべき。
- ・投票をインターネットで受け付けたり、土日でも投票ができると良い。
- ・自分が投票した団体が、資金をきちんと使っているか、ホームページなどで見える形でチェックできるようでないといけない。
- ・支援希望の団体が市民に向けて説明できるような場やチェック体制が必要。
- ・行政と団体との距離を使づけるべき。行政職員が現場に足を運んで話を聞くことで、団

体側も制度の存在を知ることができるし、参加する団体も増えてくるのではないかな。

●**団体の構成員について**

- ・資料では5人以上の団体となっているが、それより少なくてもいい。1人でも価値のある活動をしているのであれば、支援を受けられるのが良い。

●**投票について**

- ・活動している人の身内などに声を掛けて票を集める組織票が出てくることが懸念されるが、組織票であっても、活動内容が良ければ市民の評価と資金が集まって活発になるので、結果的には良いのではないかな。

＜**只友先生からの講評**＞

各グループからの発表には、今後推進会議や検討部会で議論する際に大切にすべき点がいくつも挙げられました。皆さんから重要な指摘をいただけることが、市民懇談会のいいところではないかと思えます。もしかしたら、これまで市役所で審査してきたことに対して不信感を持たれている方もいらっしゃるのかもしれませんが。役所で行う審査では最低限の形式や資格を満たしていればOKで、最終的な審査を行うのは市民であるというのがこの制度の意味です。よくやっている団体には応援する人も増えてくると思います。組織票だけで維持している団体はいつか息切れするかもしれません。市民に対してもっと目を向けて、市民をもっと信頼することがこの制度の基本的な考え方にあります。

書類を作る力の差が影響するという意見がありました。やりたいことはすごく優れていても書類にうまく表現できないということであれば、書類を作成するトレーニングの仕組みを考えてもいいかもしれません。それは生涯学習課が主導して市民活動を活発にするための講座を作って、資金のマネージメントなども含めて検討してみてもいいかと思えます。